

川崎区地域福祉計画推進会議委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎区地域福祉計画推進会議委員（以下「委員」という。）の公募実施にあたり、公募方法等について必要な事項を定めるものとする。

(申込資格)

第2条 申込者の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 年齢が18歳以上の者
- (2) 本区に在住1年以上の者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 本市の職員でない者

(公募人員)

第3条 公募人員は、2名以内とする。

(開催期間)

第4条 川崎区地域福祉計画推進会議の開催期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(申込み方法)

第5条 申込者は、次の事項を記載した申込書及び小論文を提出する。

- (1) 住所、氏名、電話番号、性別、生年月日
- (2) 区民となった年月
- (3) 職業、職歴、ボランティアの活動経験
- (4) 申込理由

2 申込書及び小論文の様式は、自由とする。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、書類選考等とし、公募委員選考表（別紙様式）により行うものとする。

2 前項の選考を行うため、川崎区地域福祉計画推進会議委員選考委員会を設置する。

3 選考結果は、当該申込者に通知する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。